

議案第 15 号 二宮町情報公開条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 15 号の提案理由を説明いたします。「二宮町情報公開条例の一部を改正する条例」についてですが、情報公開審査会及び個人情報保護審査会のあり方を見直し、一つの審査会として設置するため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 15 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、情報公開審査会の名称について改めるものです。

それでは、資料 14 の新旧対照表をご覧ください。

第 14 条及び第 17 条の見出しですが、「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を改正することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 15 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「情報公開審査会委員」の項を削るものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。